

医療費・生活費など経済的なこと

医療費の費用負担を軽くする制度

◆高額療養費制度

1日～月末までの1か月間で、医療費（食事代、差額ベッド代、保険診療対象外の費用は除く）が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。

《69歳以下の方の場合》

所得区分		1か月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書所得901万円超	252,600円+（医療費－842,000円）×1% ＜多数回該当：140,100円＞
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円以上79万円 国保：旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円+（医療費－558,000円）×1% ＜多数回該当：93,000円＞
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上50万円 国保：旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円+（医療費－267,000円）×1% ＜多数回該当：44,400円＞
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞
オ	住民税非課税者	35,400円 ＜多数回該当：24,600円＞

《70歳以上の方の場合》

所得区分		外来（個人ごと）	1か月の上限額（世帯ごと）
並 み 役	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+（医療費－842,000円）×1% ＜多数回該当：140,100円＞	
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+（医療費－558,000円）×1% ＜多数回該当：93,000円＞	
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+（医療費－267,000円）×1% ＜多数回該当：44,400円＞	
一 般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下／課税所得145万円未満	18,000円 【年14万4千円】	57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞
非 住 民 税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯		15,000円

★問い合わせ先：加入している医療保険の窓口（P16参照）

◆**限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証**

P15の「高額療養費制度」は後から払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。このため、事前に参加している医療保険で認定証を発行してもらい、医療機関に提示することで、支払いを自己負担限度額までに軽減することができます。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用なら、認定証の準備が不要です。

■**69歳以下の方、70歳以上で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱの方**

⇒限度額適用認定証

※70歳以上75歳未満で所得区分が現役並みⅢ又は一般の方は、「高齢受給者証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなるため、限度額適用認定証の手続きは不要です。

■**住民税非課税の方**

⇒限度額適用・標準負担額減額認定証

いずれも、詳しくは加入している医療保険の窓口にお問い合わせください。

<医療保険窓口>

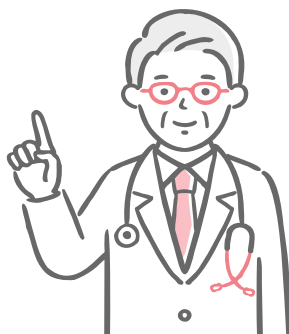
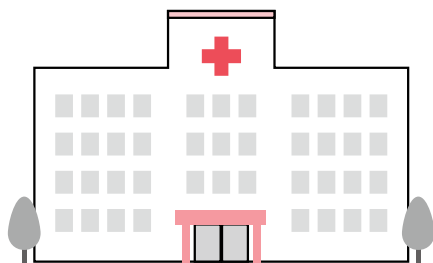
医療保険の種類		対象者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員、およびその扶養家族	各健康保険組合担当窓口
	協会けんぽ (全国健康保険協会)	健康保険組合に加入していない会社に所属する社員、およびその扶養家族	全国健康保険協会高知支部
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した方	市町村の担当窓口
		国保組合を組織する業種で働く方	各国保組合担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職員、私立学校教職員等	各共済組合担当窓口
船員保険		船員とその扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部
後期高齢者医療制度		75歳以上の方（65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定を受けている方）	各市町村の担当窓口

◆ひとり親家庭医療費助成制度

内容	ひとり親家庭の医療費を軽減する制度です。保険適用の治療にかかる自己負担の一部が助成されます。入院の食事代や差額ベッド代は対象になりません。助成の対象は市町村によって異なります。
対象者	ひとり親家庭の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童等と、その父または母 ※所得制限あり（児童扶養手当の受給の所得水準であること）
問い合わせ先	お住まいの市町村の児童福祉担当窓口（P42参照）

◆重度心身障害児・者医療費助成制度

内容	国民健康保険等の医療保険に加入しており、心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。
対象者	・身体障害者手帳1級または2級の方 ・療育手帳A1（最重度）またはA2（重度）の方 ・身体障害者手帳3級または4級を所持し、療育手帳B1（中度）の知的障害と認定された18歳未満の合併障害の方 ※市町村により対象要件を広げている場合もあります。詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。
問い合わせ先	お住まいの市町村の障害福祉担当窓口（P42参照）



生活費を助成等する制度

◆所得税の医療費控除

本人または家族（本人と生計を一にする配偶者やその他の親族）のための医療費を、1年間（1月1日～12月31日）で、一定額を超えて支払った場合、確定申告すれば所得税が還付される場合があります。

計算方法	【医療費控除額・最高200万円まで】 （その年に支払った医療費）－（高額療養費などから払い戻された費用、民間保険の給付金・保険金）－10万円（その年の総所得額が200万円未満の方はその5%の額）
対象	・ 医師や歯科医師による診療費 ・ 医薬品の購入費 ・ 通院費（ガソリン代・駐車場代は除く） ・ 入院時の部屋代や食事代 ・ 義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡など医療器具の購入費 ・ 介護保険サービスの一部（訪問看護・リハビリ・デイケア等） ・ 治療目的のあん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師による施術費用 など
必要なもの	上記計算に必要な書類 例・医療費控除の明細書 ・ 医療費を補てんするものの書類 ・ 給与所得の源泉徴収票（原本） など
還付申告期間	医療費を支払った翌年の1月1日から5年間は医療費控除の申告が可能
問い合わせ先	お住まいの住所を管轄する税務署（P41参照）

◆傷病手当金

内容	会社員や公務員などが病気等で働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。給料の支給がない場合等に、1日あたり給与日額（標準報酬日額）の3分の2相当額を受給できます。
受給期間	通算1年6か月
対象者	被用者保険（健康保険、共済、船員保険）の被保険者本人
問い合わせ先	加入している医療保険の窓口（P16参照）

◆雇用保険の失業給付

内容	雇用保険に加入していた方に対して、失業中の生活を支援するための制度です。 (※P18の「傷病手当」は病気療養中に支給されるものであり、「失業給付」とは同時に受給できないのでご注意ください。)
受給期間	離職した日の翌日から起算して原則1年間。給付日数は加入期間や離職理由、離職時年齢によって90日～360日の間で決定されます。 なお、がんなどの病気療養のために離職し、引き続き30日以上職業に就くことができない状態の場合は、受給期間の満了日を最長3年間延長することができます。
対象者	・雇用保険の被保険者であった方 ・離職前の2年間に被保険者期間が12か月以上あった方
問い合わせ先	お住まいの住所を管轄するハローワーク（P21参照）

◆生活福祉資金の貸付制度

内容	無利子や低利子で生活福祉資金の貸し付けを行う制度です。
対象者	低所得世帯、障害のある方のいる世帯、65歳以上の高齢者のいる世帯
適用条件	原則、連帯保証人が必要ですが、連帯保証人がいない場合でも利子を負担することにより貸し付けを受けることができます（緊急小口資金等、連帯保証人を必要としない資金もあります）。
問い合わせ先	各市町村社会福祉協議会（P42参照）

◆生活保護

内容	病気で仕事ができない、収入が乏しいといった理由で生活が苦しい場合に、経済的援助を行う制度です。あらゆる手段を尽くしても、最低限度の生活を維持できないときに、初めて適用されます。 生活保護の給付には、日常生活に必要な費用については生活扶助、必要な医療は医療扶助、必要な介護サービスは介護扶助というように種類があります。
問い合わせ先	各福祉保健所、各市町村の担当課（P41・42参照）

仕事

医療の進歩等により、がん治療中であっても日常生活を送れる方々が増え、仕事への早期復帰や治療をしながら働き続けることが可能になってきています。

仕事への不安を感じる方々への相談機関があります。一人で悩まず相談してみましょう。

◆産業保健総合支援センター「治療と仕事の両立支援」

治療を受けながら安心して働き続けられる取組を治療と仕事の両立支援と言います。がんなどの患者さんが仕事を継続できるような支援を無料で行っています。

https://www.kochis.johas.go.jp/balance_support/

両立支援の流れ

両立支援は、あなたが会社に申し出ることからスタートします

業務内容や勤務情報などを伝えるための書面を提出します。

主治医が作成した意見書を勤務先の相談窓口などに提出します。



主治医

業務内容
勤務情報
①

意見書
②



働く人

意見書
③



会社

業務内容などを参考に職場での配慮をまとめた意見書を渡します。

主治医や産業医、あなたの意見を踏まえてプランを作成します。

両立支援
プラン
④

<高知産業保健総合支援センター>

住所：高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階

電話：088-826-6155

※相談時間：平日8:30~17:00

<出張相談窓口> 出張相談も可能です。※事前予約制

相談場所	住 所	電話番号
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-880-2701
高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000
県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111
県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222
がん相談センターこうち	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階	088-854-8762



●がんと仕事のQ&A (出典：国立がん研究センター)

職場復帰や経済問題などに関するQ&A集で、体験者からのアドバイスも載っています。国立がん研究センター「がん情報センター」のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://ganjoho.jp/public/institution/qa/index.html>

◆ハローワーク「出張しごと相談」

「就職支援ナビゲーター」による就労に関する相談ができます。

相談場所	住 所	電話番号	相談時間
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-880-2701	毎月第2・第4火曜 11:00~14:00
高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3680	事前予約制
県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222	
がん相談センターこうち	高知市旭町3-115 こうち男女 共同参画センター「ソーレ」2階	088-854-8762	

◆公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介や就職の相談などを行っています。

名称	所在地	電話番号
安芸公共職業安定所	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
高知公共職業安定所	高知市大津乙2536-6	088-878-5321
高知公共職業安定所（香美出張所）	香美市土佐山田町旭町1-4-10	0887-53-4171
いの公共職業安定所	いの町枝川1943-1	088-893-1225
須崎公共職業安定所	須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
四万十公共職業安定所	四万十市右山五月町3-12	0880-34-1155

◆労働問題等の相談窓口

労働問題に関する相談、情報提供を行っています。

名称	所在地	電話番号
高知労働局総合労働相談コーナー	高知市南金田1-39 高知労働局雇用環境・均等室内	088-885-6027
高知総合労働相談コーナー	高知市南金田1-39 高知労働基準監督署内	088-885-6010
安芸総合労働相談コーナー	安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸労働基準監督署内	0887-35-2128
須崎総合労働相談コーナー	須崎市緑町7-11 須崎労働基準監督署内	0889-42-1866
四万十総合労働相談コーナー	四万十市右山五月町3-12 四万十労働基準監督署内	0880-35-3148
高知家の女性しごと応援室	高知市旭町3-115 高知男女共同参画センター「ソーレ」3階	088-873-4510

自宅での療養生活をサポートする制度

◆介護保険サービス

65歳以上の方で介護が必要となった方や、40歳～64歳までの方で末期がん等と診断され介護が必要な方は要介護認定を申請し、要介護認定を受けることで、介護サービスを利用できます。所得に応じて、1～3割の自己負担があります。

介護サービス	≪居宅介護サービス≫ ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション ・デイサービス・通所リハビリテーション・ショートステイ ・福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修 ≪施設サービス≫ ・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護老人福祉施設・介護医療院
--------	---

詳細については、各市町村の介護保険の窓口へお問い合わせください。

★問い合わせ先：各市町村介護保険担当課、地域包括支援センター（P42参照）

≪医療費と介護費の自己負担を軽減する制度があります≫

⇒高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険の加入者の方について、1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が、「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合は、申請によって自己負担限度額を超えた金額が支給されます。自己負担限度額は世帯員の年齢構成や所得区分に応じて設定されています。

対象者	医療保険と介護保険の両方を利用している方
主な仕組み	1年間（8月1日～翌年7月末日まで）にかかった医療費、介護費の自己負担（保険適用のもの）が自己負担限度額を超えた場合に申請可能

★問い合わせ先：各市町村介護保険担当課、加入している医療保険の窓口（P16・42参照）

◆身体障害者手帳についての相談・申請

身体障害者手帳は、身体に一定の障害がある方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって1～6級までに区分されています。申請には、医師の診断書等が必要となります。詳しくは市町村にお問い合わせください。

主な福祉サービス	・障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、就労継続支援等） ・日常生活用具給付（ストマ装具・携帯用会話補助装置等）・補装具（車いす、義肢等）・税金の減額免除・公共交通機関運賃の割引 など （障害の程度によって受けられるサービスは異なります）
----------	--

★問い合わせ先：各市町村障害福祉担当課（P42参照）

◆障害年金

病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門の造設や咽頭部を摘出した方のほか、日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった方が受給できることがあります。障害年金の受給には、一定の要件を満たしていることが必要です。

種別	障害基礎年金（国民年金）1級・2級	障害厚生年金（厚生年金）1～3級
問い合わせ先	各市町村の国民年金担当課	職場の担当年金事務所、共済組合事務局

※障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

※障害のもとになった病気の初診日において加入していた年金制度により、請求手続き先が異なります。

<年金事務所>

国民年金や厚生年金の給付の裁定、年金の相談などを行っています。

名称	住 所	電話番号
高知東年金事務所	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
高知西年金事務所	高知市旭町3-70-1	088-875-1717
南国年金事務所	南国市大堀甲1214-6	088-864-1111
幡多年金事務所	四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616

◆福祉用具について

高知県立ふくし交流プラザの1階には、福祉用具の展示コーナーがあります。展示品の試用貸出や、専門相談員によるアドバイスも行っています。

	内容	相談日	時間
総合相談	福祉用具に関すること以外もご相談ください。 展示品の試用貸出（原則2週間・無料） 展示コーナーの見学	毎日 （毎月第2日曜日・祝日・ 年末年始を除く）	9:00～ 17:00
専門相談	福祉用具に詳しい専門家が、身体や生活にあった用具選択の助言＋床ずれ予防や車いす、排泄用具の選び方や口腔ケアなどのアドバイスを行っています。	事前に電話で ご予約ください。	予約制

★問い合わせ先

高知県社会福祉協議会 いきいきライフ推進課 福祉用具展示コーナー

住所：高知市朝倉戊375-1 電話：088-844-9271

※車いす等の貸し出しは各市町村社会福祉協議会でも行っている場合があります。

詳しくは、各市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。（P42参照）

問い合わせ窓口・情報検索

高知県及び県福祉保健所・高知市保健所

名称	住所	電話番号
高知県庁健康対策課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9674 (がん対策担当)
高知市保健所健康増進課	高知市丸ノ内1-7-45	088-803-8005
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887-34-3175 (代)
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3171 (代)
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1240 (代)
須崎福祉保健所	須崎市東古市町6-26	0889-42-1875 (代)
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通19	0880-35-5979 (代)

県の専門相談機関

名称	住所	電話番号
精神保健福祉センター	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎1階	088-821-4966
自殺対策推進センター		
ひきこもり地域支援センター		088-821-4508

県税事務所

名称	住所	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	088-866-8510
中央西県税事務所	高知市丸ノ内1-7-52	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通19	0880-35-5972

税務署

名称	住所	電話番号
安芸税務署	安芸市矢ノ丸4-5-7	0887-35-3115
南国税務署	南国市大埴甲1592-2	088-863-3215
高知税務署	高知市栄田町2-2-10	088-822-1123
伊野税務署	吾川郡いの町幸町5	088-893-1121
須崎税務署	須崎市青木町1-4	0889-42-2355
中村税務署	四万十市中村新町4-4	0880-35-2135

市町村役場

各手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です（ひとり親家庭医療費助成制度、身体障害者手帳、重度心身障害児・者医療費助成制度、生活保護、小児慢性特定疾病医療費助成制度（高知市）等）。

詳しくは、お住まいの市町村へお問合せください。

●高知県庁ウェブサイト「県内市町村」

https://www.pref.kochi.lg.jp/link/kennai_shichoson.html



地域包括支援センター

介護に関する相談を受け付けています。

●高知県庁ウェブサイト「地域包括支援センター一覧」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2015071800037/>



社会福祉協議会

高知県社会福祉協議会

地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉サービスの苦情解決などを行っています。

名称	住所	電話番号
高知県社会福祉協議会	高知市朝倉戊375-1ふくし交流プラザ4階	088-844-9007
高知県ボランティア・NPOセンター		088-850-9100
福祉サービス困りごと解決委員会	高知市朝倉戊375-1ふくし交流プラザ1階	088-802-2611

市町村社会福祉協議会

福祉や生活の相談を行っています。また、ホームヘルプサービスなどを行っているところもあります。

高知県社会福祉協議会ウェブサイト「市町村社会福祉協議会一覧」

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/list>



医療情報ネット（ナビイ）

厚生労働省の提供する「医療情報ネット」で、高知県内の医療機関や歯科診療所、薬局などの医療情報が掲載されています。

●厚生労働省「医療情報ネット」

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=39>



訪問看護ステーション

訪問看護に関する相談を受け付けています。

●高知県訪問看護連絡協議会 高知県訪問看護総合支援センター

<https://kochi.houkan.org>



名称	電話番号	相談時間
高知県訪問看護連絡協議会 高知県訪問看護総合支援センター	088-802-6067	平日 9:00～17:00

居宅介護支援事業所

介護保険を使ったサービスの調整について相談を受け付けています。

名称	電話番号	相談時間
高知県介護支援専門員連絡協議会	088-856-6277	月～金 10:00～16:00 (土日祝日、年末年始は除く)

訪問薬剤管理指導対応可能薬局

高知県薬剤師会ウェブサイトには訪問薬剤管理指導対応可能薬局一覧を掲載しています。

●高知県薬剤師会

(薬剤師による在宅訪問>2.訪問薬剤管理指導対応可能薬局リスト)

<https://www.kochi-kenyaku.org/homev.html>



場合によっては対応が困難なこともありますので、まず直接薬局へお問合せください。なお、ご不明な点がある場合は、以下へお問合せをお願いします。

名称	電話番号	相談時間
高知県薬剤師会 情報センター	088-820-5011	月～金 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始は除く)

希少がんホットライン

国立がん研究センター中央病院患者サポートセンターで、希少がんの相談窓口を開設しています。小児がんも希少がんに含まれます。

名称	電話番号	相談時間
希少がんホットライン (国立がん研究センター 中央病院患者サポートセンター)	(患者さん・ご家族・一般の方専用) 03-3543-5601	9:00～16:00 (土日祝日、年末年始は除く)
	(医療者の方専用) 03-3543-5602	